



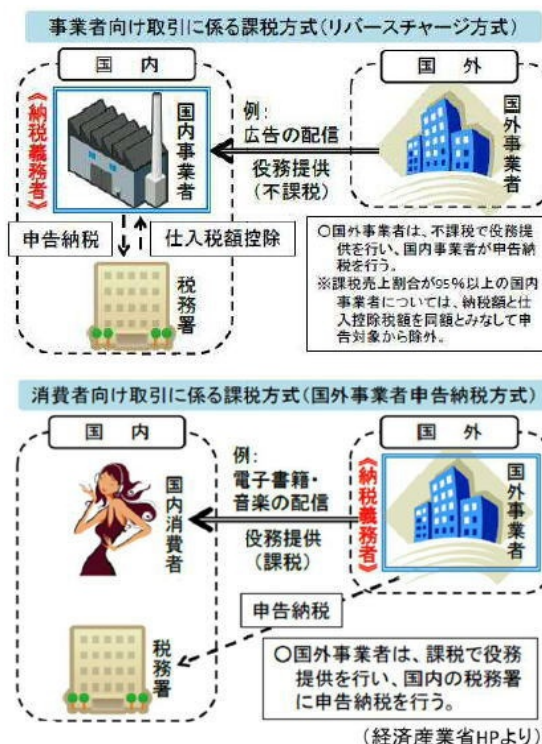
## 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

以前より問題になっていた、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信などの電子商取引について、国内事業者との競争条件の公平性を確保する観点から、平成27年10月1日より、消費税が課税されることになりました。

現行の制度では、国内及び国外にわたって行われる役務の提供等については、役務の提供を行う事業者の事務所等の所在地により、国内取引・国外取引の判定が行われているため、米国法人であるアマゾン社のような海外に拠点を置く外国法人が、日本国内に対して行う電子書籍の配信等は、国外取引と扱われ、消費税が課税されておりません。

しかし、平成27年の改正により、電子書籍・音楽・広告などがインターネットを介して行われる役務の提供(電気通信役務の提供)に係る内外取引の判定基準が、「役務の提供を受ける者の住所地等」に見直されることになったため、上記の取引についても消費税の課税対象となります。

また、役務の提供の内容が、「事業者向けの取引」、「消費者向けの取引」のいずれかに該当するかによって、課税方式が異なるため、注意が必要です。



### ・事業者向けの取引・・・リバースチャージ方式

リバースチャージ方式とは、役務提供を行う国外事業者は消費税を含まない「税抜価格」で対価を受領し、役務の提供を受ける国内事業者がその対価に係る消費税相当を申告納税する方式です。

事業者向けの取引とは、インターネット広告や取引条件等から事業者向けであることが明らかなクラウドサービスなどが該当します。

リバースチャージ方式の場合、役務の提供を受ける国内事業者が免税事業者である場合、納税義務は生じません。

また、事務負担に配慮する観点から、国内事業者の事業者向け電気通信役務の提供を受ける課税期間の課税売上割合が95%以上の場合、当分の間、当該課税期間において行った当該役務の提供はなかったものとされ、申告対象から除外されることとなります。

逆に言うと、課税売上割合が95%未満の場合、リバースチャージに係る消費税額と仕入税額控除を自己の申告に取り込む必要が発生するため、該当金額の集計等、内部的な管理体制を構築する必要があります。



### ・消費者向けの取引・・・国外事業者申告納税方式

国外事業者申告納税方式とは、役務提供をおこなう国外事業者が消費税を含む「税込価格」で対価を受領し、当該国外事業者が日本国内の税務署に消費税を申告納税する方式です。

消費者向けの取引とは、電子書籍・音楽の配信や取引条件等から消費者向けであることが明らかなクラウドサービスが該当します。

この方式は通常の消費税の扱いと同じ形態ではありますが、役務の提供を行う国外事業者が「登録国外事業者」に該当し、当該登録国外事業者の登録番号等が記載された請求書等の保存等を要件として、その役務提供に係る消費税について、仕入税額控除の適用が認められることとなりますので、交付を受けた請求書等をよく確認する必要があります。



この制度の導入により、仕入税額控除を受けられる金額が変動する為、簡易課税制度を適用している事業者の方については、改めて、その適用の有利判定を行うことをお勧めします。